

＜承認後における手続き等＞

20●●年●月●日

●●●株式会社 御中

大手町・丸の内・有楽町地区
駐車環境対策協議会
会長 中島 篤

大手町・丸の内・有楽町地区の附置義務駐車場の特例に関する 地域ルール適用に伴う審査手数料及び負担金、届け出、報告等の事項について

20●●年●月●日付けで地域ルール適用の承認のあった「(仮称)◆◆◆計画」(大丸有駐車協議会第▲▲号)については、「大手町・丸の内・有楽町地区駐車環境対策協議会規約」、
「大手町・丸の内・有楽町地区地域ルール策定協議会規約」、「大手町・丸の内・有楽町地区
駐車環境対策協議会運営規定」、「大手町・丸の内・有楽町地区地域ルールの適用審査手順」
に基づき、負担金及び審査手数料の支払い、届け出、報告することとなっているので通知いた
します。

記

1. 地域ルール適用申請に係る負担金及び審査手数料（支払い）

「大手町・丸の内・有楽町地区駐車環境対策協議会運営規定」

第5条（審査手数料） 駐車協議会規約第6条による審査手数料は次のとおりとし、
申請者は、審査終了後、大丸有地域ルール策定協議会へ納付するものとする。

- （1）審査に係る手数料は、1件あたり180万円（消費税別）とする。
- （2）再審査に係る手数料は、専門委員会と策定協議会各1回の開催につき30万
円（消費税別）とする。

- 審査手数料の請求は、審査完了後に発行する「大手町・丸の内・有楽町地区の附
置義務駐車場の特例に関する地域ルール適用の承認について」及び「大手町・丸の
内・有楽町地区の附置義務駐車場の特例に関する地域ルール『適用駐車場の承認
内容の変更届けの受理通知』」の交付と同時とする。

「大手町・丸の内・有楽町地区駐車環境対策協議会運営規定」

第6条（負担金） 駐車協議会規約第13条による負担金は次のとおりとし、申請者
は、竣工時まで本協議会へ納付するものとする。

- (1) 削減台数1台につき100万円とする。
- (2) 削減台数が3割を超え、かつ駐車場が地下1層に収まる場合には、3割を超えた台数については、1台につき300万円とする。
- (3) 既存の建物について、地域ルールの適用により、台数削減を行う場合、専門委員会の判断で、削減後の利用転換計画等の内容により負担金軽減の妥当性が認められる場合には、規定額より軽減できるものとする。

○ **負担金の請求は、駐車場供用開始届出提出時とする。**

2. 地域ルールに係る申請内容とその適用条件に変更のある場合（届け出）

「大手町・丸の内・有楽町地区駐車環境対策協議会規約」

第19条 2. 地域ルールの適用に係る申請の内容とその適用条件に変更のある場合、事前に駐車協議会会長にその内容を届け出るものとする。

（「承認内容の変更」の取り扱い>は別紙②参照）

○ **変更届けは<（承認内容の変更）届け出様式>別紙④による**

3. 申請建物の駐車場の供用開始時（届け出）

「大手町・丸の内・有楽町地区地域ルールの適用審査手順」

第6項 申請建物完成後、駐車協議会は、駐車場整備計画及び駐車対策を確認する。

（地域ルール「策定フローおよび個別申請フロー」別添フロー図①参照）

○ **駐車場供用開始時の届けは<（駐車場供用開始）届け出様式>別紙③による。**

4. 承認駐車場の利用状況（毎年）について（報告）

「大手町・丸の内・有楽町地区地域ルール策定協議会規約」

第4条（3） 地域ルール発効後の地域ルールの運用状況についての検証とルールの遵守状況の区への報告（年1回）。

（地域ルール「策定フローおよび個別申請フロー」別添フロー図①参照）

○ **利用状況の報告要項は次のとおり。**

① 報告様式

- 1) 供用開始後2年間：<別紙様式-1>当協議会ホームページより
 - ・施設等の状況は、各年8月31日現在で記入
 - ・年間データは、9月から翌年8月のデータ
 - ・駐車実態に係る調査データは、5月中旬～6月上旬の平日1日、休日1日とする。ただし、駐車場の供用開始後6ヵ月を経過した最初の5月中旬～6月上旬を1年目とし、翌年の5月中旬～6月上旬を2年目とする。
- 2) 供用開始後3年目以降：<別紙様式-2>当協議会ホームページより
 - ・施設等の状況は、各年8月31日現在で記入
 - ・年間データは、9月から翌年8月のデータ
 - ・駐車実態に係る調査データは、5月中旬～6月上旬の平日1日、休日1日とする。

- ② 報告書提出期限
 - ・各年9月30日
- ③ 報告書式
 - ・当協議会ホームページの会員専用ページの「申請書式のダウンロード」より該当するファイルをダウンロードし、必要事項を入力した電子ファイルを送信すること。
- ④ その他
 - ・詳細については協議により決定する。

以 上